

第 92 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 27 年 10 月 26 日（月）16:00～17:05

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

高鳥内閣府副大臣、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、桜井総務省総務事務次官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令について
- (2) 委員長の互選、委員長代理、部会長の指名等について
- (3) 諮問第 81 号「社会生活基本調査の変更について」
- (4) 諮問第 82 号「国民生活基礎調査の変更について」
- (5) 諮問第 83 号「工業統計調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) その他

5 議事録

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 92 回統計委員会を開催させていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めます内閣府大臣官房統計委員会担当室長の伊藤と申しま

す。委員長を選任いただくまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、高鳥内閣府副大臣と桜井総務事務次官に御出席いただいております。

新メンバーによる初回の委員会ですので、委員会の開催に当たりまして、高鳥内閣府副大臣と桜井総務事務次官から御挨拶いただきます。

まず、統計委員会を担当している高鳥副大臣からよろしくお願いいたします。

○高鳥内閣府副大臣 皆様、大変御苦勞様です。内閣府副大臣の高鳥修一です。まずは、この度、大変御多忙の中、委員をお引き受けいただきましたことに対しまして厚く感謝を申し上げます。

10月16日の経済財政諮問会議におきまして、基礎統計の更なる充実の必要性が指摘されたところです。特に今年は、先の諮問会議で指摘のありました毎月勤労統計調査を始め、法人企業統計調査などについて審議すると伺っております。申すまでもありませんけれども、統計は政策決定の中で非常に重要な意味をもっております。公的統計が一層有益なものとなりますように精力的な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

次に、統計制度を所管する桜井総務事務次官からよろしくお願いいたします。

○桜井総務省総務事務次官 総務省の事務次官をしております桜井です。総務省といたしましても、この度、大変御多忙のところ、統計委員会委員に御就任いただきました先生方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

今更申し上げるまでもないわけでありましてけれども、公的統計は、正に社会・経済活動の変化を的確に把握するというところで、国・地方の行政データの基礎となるものです。そういう意味で大変重要な役割を担っていると認識しておりますし、また、昨今、行政の意思決定のプロセスあるいは説明責任を果たしていく上でも、このデータが基になるということが大変大事なのだらうと思っている次第です。

また、近年、情報化、ICT化が大変進んでおりまして、御案内のとおり、経済活動あるいは国民生活において、いわゆるビッグデータ時代と言われているわけでございますけれども、そういったビッグデータを取り込んでイノベーションを起こしていく、そういう意味におきましても、公的データのオープン化も非常に大きな役割を今後担っていくのだらうと思っている次第です。

総務省といたしましては、統計委員会での御答申あるいは御審議を踏まえまして「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進に努めているところでございます。今後とも、御審議の結果を着実に反映して、政府全体として公的統計の改善につなげていく努力をしていきたいと思っているところです。

また、来年の4月には、統計委員会は総務省に移管されることが決定されております。今までも内閣府と一緒に庶務を担当させていただいておりますけれども、引き続きしつ

かりとお支え申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

ここで、高鳥内閣府副大臣と桜井総務事務次官は公務のために御退席されます。本日は御出席ありがとうございました。

(高鳥内閣府副大臣、桜井総務省総務事務次官退室)

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次に、資料1のとおり、統計委員会委員が10月14日付で任命されております。それから、本日は嶋崎委員が御欠席となっております。

それから、厚生労働省におかれましては、人事異動に伴い、御出席いただく方に変更がありましたので、一言御挨拶いただければと思います。

厚生労働省の小川統計情報部長、よろしくお願ひいたします。

○小川厚生労働省大臣官房統計情報部長 厚生労働省の統計情報部の小川です。今後ともよろしくお願ひします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 続きまして、本委員会の委員長を選任いただきたいと存じます。

これについては、統計法第49条第1項の規定により、委員の互選によることとされております。どなたか御推薦などはありますか。

川崎委員。

○川崎委員 前期の委員会で委員長をお務めになり、大變的確に議論をリードしていただきました西村委員を推薦させていただきたいと思ひます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ただ今西村委員を御推薦ということがありますが、ほかにはありますか。

西郷委員。

○西郷委員 私も、同じく西村委員を委員長に推したいと思ひます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。今、川崎委員と西郷委員の2人から西村委員を委員長に推薦するという御意見がありました。皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、御異議がないようですので、西村委員に本委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、西村委員には、こちらの委員長席にお移りいただきまして御就任の挨拶を頂ければと存じます。

それから、事務局は追加の資料を配ってください。

(西村委員、委員長席へ移動)

(追加資料配布)

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、以後の進行は西村委員長にお願い

したいと存じます。

西村委員長、お願いいたします。

○西村委員長 皆様から御推薦を頂きまして、委員長をもう一期務めさせていただきたいと思っております。大変重任で、特に、現在のような統計を巡る状況の下では大変重要な職責と考えております。特に、質の高い統計を整備していくことが、政策決定だけではなくて、国民の意思決定というときに非常に重要なものになりますので、そういうことを考えながら、委員会でリーダーシップを発揮したいと思っております。

私としては、前回もそうだったのですが、パブリックリレーションズといえますか、国民との対話というか、情報の疎通をうまくやっていくことが非常に重要だと思っております。特に統計の重要性、それから統計の見方とか使い方というのは世間には余り知られていないこともあります。そもそも統計というのは経済や社会そのものであるという根本的な事実が余り知られておらず、どちらかというところ、統計というのはただ数字の塊だと思われていることが多い。そういう点を含めて、統計というよりも情報を国民の皆様へ伝えていく、そして国民の皆様からのフィードバックを受けていくという形の望ましい経済・社会・情報のシステムの要という役割を果たしていきたいと思っております。

もう一点は、先ほども副大臣からありましたけれども、経済財政諮問会議でもいろいろな問題が重要な論点として取り上げられております。統計委員会としても精力的に審議して、公的統計をより良いものにしていきたいと思っております。そういう意味で、作成府省では改善の取組をできればゼロベースでも考えて、一層強化して、スピードを上げてほしいと思っております。

経済財政諮問会議では、珍しく統計のディテールまで入って、特にサンプルの問題が出てきた。国民は、サンプルって何だろうと思っただろうと思っておりますけれども、そのサンプルの問題は正に重要ですので、委員会としても何らかの形で、ちょうど時期の切れ目ですから、3月にでも一括で取り上げてみてはと思っております。

ということで、皆様のサポートは必要になりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を議事次第に沿って確認させていただきます。

まず、皆様の委員としての辞令につきましてはお手元の封筒に入れさせていただいておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

その後は、議事の（2）ですけれども、委員長代理、部会長の指名等を行っていただきます。資料は、ただ今お配りしました資料2、資料3となります。

そして、議事の（3）が「社会生活基本調査の変更について」の諮問、（4）が「国民生活基礎調査の変更について」の諮問、（5）が「工業統計調査の変更について」の諮問、3つの諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ資料4から6になります。

続きまして、資料7と8に沿って、本日の諮問を審議するために必要な専門委員の発令についての説明、部会への所属の指名を行います。

最後に、報告事項があります。

○西村委員長 それでは、議事に戻ります。

本日は新メンバーによる初会合ですので、他の委員の方々からも簡単に自己紹介をお願いします。河井委員からお願いいたします。

○河井委員 慶應大学の河井と申します。私は新任なのですが、議論にプラスに貢献できるように極力努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 日本大学経済学部の川崎と申します。前期に引き続きましてよろしくお願いいたします。新たな気持ちで頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、北村委員、お願いします。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村です。引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、清原委員、お願いします。

○清原委員 今回から初めて参加させていただきます東京都三鷹市長の清原慶子です。正に統計を大いに活用させていただきまして、日々の自治体行政サービスの充実に努めておりますし、国の各府省の統計についても大いに活用させていただいています。そういう立場から貢献できればと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、西郷委員、お願いします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、白波瀬委員、お願いします。

○白波瀬委員 東京大学人文社会系研究科の白波瀬です。引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長 では、関根委員、お願いします。

○関根委員 初めて参加いたします日本銀行調査統計局の関根と申します。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、永瀬委員、お願いします。

○永瀬委員 初めて参加いたしますお茶の水女子大学の永瀬伸子と申します。労働ですとか社会保障ですとか少子化の問題など実証的な研究をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 中村委員、お願いします。

○中村委員 法政大学の中村です。引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長 では、野呂委員、お願いします。

○野呂委員 ニッセイ基礎研究所の野呂と申します。2期目になりますけれども、利用者、報告者の立場から少しでもお役に立てればと思っています。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 続いて、宮川委員、お願いします。

○宮川委員 学習院大学の宮川です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

続いて、委員長代理の指名を行わせていただきたいと思います。

ただ今事務局から配布させていただきました資料2に基づきまして、まず委員長代理の指名です。統計法第49条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されております。

そこで、委員長代理を指名させていただきたいと思います。

委員長代理には北村委員にお願いしたいと思いますが、北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 よろしくお願ひいたします。お引き受けいたします。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。

まず、部会長並びに部会に属すべき委員の指名の件ですが、その前に、現在、統計委員会に設置しております部会の確認をさせていただきます。参考5として配布しております統計委員会部会設置内規のとおり、現在、統計委員会には7つの部会が設置されておりますので、まず御確認ください。

さて、事務局から配布させていただきました資料3について、まず、部会に所属すべき委員の指名です。統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に属すべき委員は委員長が指名する」とされておりますので、10月14日付けで発令されました委員の皆様に関して、記(一)のとおり、本日付けで指名させていただきたいと思います。また、部会長につきましても、統計委員会令第1条第3項の規定により「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされておりますので、これについても次のとおり指名させていただきます。

まず、基本計画部会長は委員長である私が兼務ということにしまして、国民経済計算部会長には宮川委員、人口・社会統計部会長には白波瀬委員、産業統計部会長には川崎委員、サービス統計・企業統計部会長には西郷委員、統計基準部会長には中村委員、匿名データ部会長には北村委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

なお、委員会の部会に所属する委員の指名、部会長の指名につきましても、各委員の専門分野のほか、これまでの統計委員会における委員又は専門委員としての御経験を総合的に勘案して決定いたしました。委員の皆様におかれましては、大変御多忙のこととは思いますが、今後それぞれの部会におきまして活発な議論をよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第81号「社会生活基本調査の変更について」につきまして、総務省から御説明をお願ひします。

○谷輪総務省政策統括官付統計審査官 総務省政策統括官室です。資料の概要につき御説明させていただきます。

資料4という大きい束がありまして、その一番下に横置きのパワーポイントの資料があ

と思いますので、それに沿って御説明させていただきます。

1 ページ目の調査の概要です。調査の目的ですけれども、大別して二つあります。生活時間の配分と自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としております。

続きまして、調査の沿革です。昭和51年に初めて調査を実施し、以後5年周期で実施しており、今回の平成28年調査は9回目です。また、平成13年からは、調査票B、世帯員各人に15分単位で行動の内容を自由記入で回答してもらい、それを集計の段階で分類するアフターコード方式の調査票を導入しております。

調査期日は平成28年10月20日です。ただし、生活時間の配分についての調査は、曜日ごとの集計を行うために、10月15日から23日までの9日間のうちの連続する2日間につき回答してもらうこととしております。

調査範囲及び報告者数ですが、調査票Aは約8万3,000世帯、世帯員約18万6,000人、調査票Bは約5,000世帯、世帯員約1万1,000人を予定しております。

調査事項です。調査票Aでは、1日の生活時間の配分を2日間にわたり20種類の類型に分類して記入してもらうほか、過去1年間における生活行動、すなわち学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽などを行ったかどうか、どのくらい行ったかを調査いたします。調査票Bでは、先ほども少し申しましたが、1日の生活時間の配分を15分単位で2日間記入してもらいます。

調査組織です。いわゆる調査員調査で行っておりまして、都道府県経由で行っております。

結果公表です。平成29年末までに順次公表する予定でおります。

2 ページ目は利活用状況についてまとめております。国の行政施策上の利用としては、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、少子化・高齢社会対策における成果目標、参考指標として様々に利用・活用されているところです。また、OECD加盟国間での社会状況等に係る比較のためのデータ提供を行っているところです。地方公共団体でも各種行政施策の基礎資料として利用されていると承知しております。

3 ページ目以降は今回の諮問に係る論点等を整理したものです。

4 ページ目です。今回の大きな調査事項の変更の一つですけれども、スマートフォン等の急速な普及が生活時間に与える影響を把握しようとするものです。具体的には、スマートフォン・パソコンなどの使用目的、使用時間帯及び使用時間数について把握する調査事項を追加しようとするものです。同じページの右下に調査票のイメージを載せております。

スマートフォン・パソコン関連のもう一点の変更事項は、調査票Bでは、主行動（主に何をしていたか）、同時行動（同時に何をしていたか）を記入してもらうのですが、それぞれにつき、スマートフォン・パソコンの使用の有無を調査することとしております。

5 ページ目は、今回の調査から削除する項目につき整理したものです。一点目が、60歳

以上の報告者に対してのみ調査していたのですが、子の有無及び居住地について、二点目がふだんの片道の通勤時間、三点目がふだんの自分の用途での携帯電話やパソコンの使用の有無についてです。これらは把握する必要性が相対的に低下したと思われる調査事項であり、報告者負担の軽減を図る観点から削除しようとするものであります。

6 ページ目は、選択肢の変更などを行うものを整理したものです。一点目の例示で書いておりますが、ふだんの健康状態について、これまでは主に仕事への影響という観点から、有業者に対してのみこれを調査していたのですが、生活への影響という意味では有業者に限ることはないということで、調査対象を無業者にも拡大することとしております。

二点目の例示です。保育園や幼稚園での延長保育、預かり保育につきまして、従前は利用の有無のみを調査しておりましたが、今回は延長保育等を含めてトータルの在園時間を調査することとしております。

7 ページ目に移っていただきまして、調査方法の変更についてです。前回、平成23年の調査では、調査票Bについてオンライン調査を導入いたしました。今回は調査票Aについてもオンラインによる回答が可能となります。

8 ページ目は、前回答申時の課題への対応についてです。平成23年の答申では、今後の課題として、「調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要がある」とされております。ここでは、オンライン調査の導入のほか、郵送や封入での回答の是非につき御審議いただくことを考えております。

最後の9 ページ目は、基本計画での指摘についてです。基本計画では、欧州統計家会議が定めた「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、本調査の調査計画の検討に活用するとされております。この点についても部会で確認いただければと考えております。

説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしていますが、特段の質問あるいは御意見はありますか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 今の御説明の4 ページのスマートフォンのところですけれども、私どもの拙い経験から申し上げまして、こうした調査はなかなか難しく、今回の調査票におきましても質問の内容をもう少し具体的、明確にされた方が良いのではないかと思います。

例えば、「スマートフォン・パソコン」には、いわゆるガラケーと言われる携帯電話を含むのかどうか。調査票の質問には「通話やメールなど」とあるので含むのではないかと思います。そうすると、固定電話はどうかという辺りも明確にするべきかと思います。また「知人・友人」には面識のないインターネット上のバーチャルな知人も含むのか、他にもありますが、そうした点を明確にされないで報告者の受け止め方がばらつく

可能性があり、工夫された方が良いのではないかと思います。

○西村委員長 その点については非常に重要な点ですので、まず、説明者から説明していただき、その後で私からコメントします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 統計局です。

今、御指摘いただきましたように、「スマートフォン・パソコンなど」の「など」には、タブレットや携帯電話等が入るという形で考えております。「知人」の注書きも含め、調査票のスペース等の都合もありますので、調査票の記入要領などで措置することを考えております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

実はこの点、大変重要な点で、むしろお気づきのことがありましたら、あらかじめこのようなサジェスションがあれば前広に御意見を頂いて、それをまた部会で考えていただく。少し異例かもしれませんが、新しいものが入ってくる時はできるだけ衆知を集めた方が良いと思います。そういう形で運営したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか。

どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

調査事項の変更の（１）と（３）については、正に自治体の課題とも重なり、大変有用な変更ではないかと思っております。今、御指摘がありましたように、特にスマートフォンについては急速に普及しており、多くの自治体では、パソコン、携帯電話だけではなくて、スマートフォンで利用できるような広報や行政情報の提供にシフトしつつあります。したがって、実態が分かるということは大変有用だと思ひます。

それから、６ページにあります保育につきましても、幼稚園での延長保育や預かり保育を含め、ふだんの在園時間を把握するという事は正に実態に即していると思ひます。少子化対策あるいは子育て支援を考える上で、このような実態がより現実的なものとして把握されるという事は有り難いので、このような変更について部会で、より具体的な回答のしやすさなどを踏まえて御検討いただければ幸いです。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

宮川先生、どうぞ。

○宮川委員 これはちょっと先走った議論かもしれませんが、この調査票のところで、マイナンバーを書きいただくことは考えておられないのかということが少し気になりました。将来的に統計等を突き合わせる際の一つのマッチングの際、いろいろルールを決めていかなければいけないのでしようけれども、そういった情報をあらかじめ入れておいた方が良いのではないかなと個人的には少し思ひました。まだ全般的なルールがないのかもしれませんが、一応感想だけ申し上げます。

○西村委員長 まず、お答えをお願いします。

○谷輪総務省政策統括官付統計審査官 今回の調査に関しては、書いてもらうということは予定しておりません。

○西村委員長 この件についてはいろいろ微妙な問題もありますので、検討していかなければいけないと思っております。もしこのマイナンバーを入れたときの個人情報の扱いなど難しい問題もありますので、それを含めて検討していく形になります。将来的にはやはりあった方が良いとは私は思います。しかし、それが具体的にどのような形で個人情報の秘匿を担保できるかというところについて考えなければいけないということです。

それから、本来ならば、個人情報を後で使えるということがデータを使うときには重要なこともある。後で行う名寄せなども含めて、統計全体を横串にしていくようなことをやるときの望ましいプロセスは一体どのようなものなのかということ、個々の統計ではなくて、統計を越えて検討していかなければいけないことになりますので、今後の重要な検討課題だと考えています。

いかがでしょうか。

それから、一点ですが、スマートフォンとパソコンはかなり違うものなので、一緒にするというに私は若干抵抗があります。これは私の独り言に近い話で、無視されても結構なのですが、少し考えていただければと思います。

二点目は、スマートフォンについて調査しているのにスマートフォンでは答えられないというのが今の調査方法なので、できればそのようなものも将来的には考えていただくようお願いいたします。

今、幾つか御意見が出ました。私の意見のかなりの部分は独り言ですので無視していただいて結構ですが、本件につきましては、人口・社会統計部会において御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただくことといたします。白波瀬部会長、よろしくをお願いします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第82号「国民生活基礎調査の変更について」につきまして総務省から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官付統計審査官付調査官 引き続きまして、総務省政策統括官室から御説明いたします。お手元の資料5を御覧ください。

今般、厚生労働大臣から国民生活基礎調査の変更について申請があったことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき本委員会に意見を求めるものでございます。

では、恐れ入りますが、資料5の一番下にあります資料5の参考というA4サイズ横長の資料を用いて今回の変更の概要等について御説明したいと思います。

それから、資料5の別添、新旧対照表という資料がありますので、調査事項の変更の御説明の際には、恐れ入りますが、御覧いただければ幸いに存じます。

それでは、まず調査の概要です。本調査は、保健、医療など国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、同省が所管する各種調査の母集団情報を整備することを目的として実施されております。

その下の調査の沿革ですが、昭和61年を初回としまして3年ごとに大規模調査、その中間年に簡易調査を実施しておりまして、今回お諮りする平成28年調査は11回目の大規模調査となります。

調査の実施時期ですが、本調査の大規模調査は、世帯票、健康票など5つの調査票から成りますけれども、報告者負担の軽減等から6月と7月に分けて実施されております。

調査範囲及び報告者数ですが、世帯票及び健康票は約27万7,000世帯を対象に、都道府県、指定都市別に表章するという形で、介護票は約6,000人、所得票及び貯蓄票は約5万世帯を対象に、全国ベースで表章することとして設計されております。

調査事項は、その隣にありますように、世帯票において世帯や世帯員に関する基本的事項を把握するなど、調査票の把握目的に沿った調査事項を設けてあります。

大規模調査での調査組織、いわゆる調査系統としましては、調査票によって保健所を経由するものと福祉事務所を経由するものの2通りありまして、いずれも調査員調査として実施されております。

なお、調査結果につきましては、調査終了のおおむね1年後から順次公表されております。

次に、2ページ目の利活用状況についてです。行政施策上の利用といたしまして、本調査の結果は、厚生労働省におきまして、健康増進や疾病対策、少子・高齢化対策等の施策の検討を行う際の基礎資料として活用されているなど多方面に活用されております。

3ページ以降は、今回の諮問に関する主な論点等について整理したものです。

まず、4ページ、5ページです。世帯票における調査事項の変更について二点整理しております。

一点目は、4ページですが、障害者支援施設に障害者を入所させている世帯への支援方策について検討するため、障害者入所世帯の状況を把握する必要があるといたしまして、従来、社会福祉施設の入所者に包含していた障害者支援施設の入所者を区別して把握する選択肢を新たに追加することとしております。

二点目は、5ページですが、近年、障害者の雇用者数が毎年増えている一方で、企業の法定雇用率の達成割合が約45%であることを踏まえまして、更なる障害者雇用促進施策等について検討するため、障害者の教育状況を把握する必要があるといたしまして、小学・中学及び高校・旧制中に在学中又は卒業した者のうち、特別支援学校・特別支援学級に在学中又は卒業した者を把握するための選択肢を新たに追加することとしております。

次に、6ページ、7ページです。健康票における調査事項の変更について二点整理しております。

一点目は、6ページですが、「日本再興戦略」において掲げられた健診受診率に係る成果目標の達成に向けて実効性のある対策を講じるため、受診機会の傾向を把握する必要があるといたしまして、どのような機会に健診等を受診したかを把握する設問を新たに追加することとしております。

二点目は、7ページとなります。「がん対策推進基本計画」において目標として掲げるがん検診受診率50%が未達成であることを踏まえまして、検診の受診機会の実態をより詳細に把握する必要があるといたしまして、従来の「勤め先からの連絡」に加え、「市区町村からの連絡」及び「その他」による受診の状況を把握する選択肢を新たに追加することとしております。

これらの変更事項につきましては、把握する目的や利活用の観点からみて、設問や選択肢の追加・設定は妥当か等について御審議いただければと考えております。

次に、8ページの前回答申時の課題への対応についてです。本調査は、前回、平成25年の答申におきまして以下のような課題が付されております。

まず、一点目のアです。就業・雇用形態の区分に関する用語・概念について、異なる統計間の用語の整合性の確保といった観点から、事業所・企業統計を中心に検討を行っている中で、その検討結果を踏まえ、本調査でも必要な見直しが求められているところです。

次の二点目のイです。睡眠に関する調査事項といたしまして、睡眠時間のほか、就寝時間の把握について、その学術的な議論を踏まえた上で検討することが求められているところです。

最後の三点目のウです。まず（ア）といたしまして、非標本誤差の縮小に向けて調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入といった方策の有効性について検証いたしまして、その結果を調査に反映することが求められているところです。また、（イ）といたしまして、中長期的には非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について引き続き取り組むことが求められているところです。

これらの課題につきましては、その対応状況を部会で確認していただければと考えております。

それから、9ページの基本計画との関係についてです。所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて検討し、平成28年調査の企画時期までに結論を得ることとされております。

これについては、その対応状況を部会で確認していただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見がありますでしょうか。

○永瀬委員 今、出てきたものとは関係ないのですが、国民生活基礎調査は、利用者にとって、健康の問題も出ていますし、所得について最も詳細なデータが取れる統計だ

と考えております。それに対して、労働時間が1週間の労働日数しか把握されていないというのが少し残念かなということをおは常々思っておりますが、その辺について、今回は調査票のスペースの問題などもあって難しいかもしれませんが、御検討いただきたいと思っております。

特に高齢化社会になっている中で、フルタイム勤務でない方々が非常に増えている。それから、女性に関してもフルタイムでない人たちが増えている中で、労働時間に関する把握が大変重要なのではないかと考えております。

○西村委員長 それでは、よろしく申し上げます。

他にございますでしょうか。

国民生活基礎調査については、いろいろと話題になっている調査でもありますので、十分な検討をお願いします。もちろん、検討の中でできることとできないこともありますので、それを含めてお願いしたいと思っております。特に、前回答申の課題にあります非標本誤差は重大な問題がいろいろあります。特に、分布に関しての情報を、どういう形で、正確というか、回答率の問題もありますし、そういった形で本当の母集団の情報をどれだけうまく抽出できているかどうかということも含めて、きちんと御議論いただきたいと思っております。その際に、ないものねだりをされても困りますので、この段階ではここまでで、これに対してどのような改善の方法があるかを検討していただくことも含めて、もし変えようとしたら、根本的に変えなければいけないとすれば、どのような問題があるのかということまで含めて考えていただければと思います。期待の多い統計ではあります。しかし、同時に、調査の仕方とかで他の統計との違いもかなり明確なので、そういう点について御議論いただければと思います。

では、本件につきましては人口・社会統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思っております。白波瀬部会長、よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第83号「工業統計調査の変更について」につきまして総務省から御説明を願います。

○内山総務省政策統括官付統計審査官付国際統計企画官 それでは、工業統計調査の諮問の概要について御説明します。資料6をお手元に御準備ください。

1枚目の諮問文にありますように、今般、経済産業大臣から工業統計調査の変更について申請がありました。つきましては、総務大臣がその承認の適否を判断するに当たって統計委員会の皆様に意見を聞くというものです。

では、一番下に資料6の参考というA4横長の資料を準備しておりますので、それに基づきまして今回の変更の概要について御説明したいと思っております。全体10ページの資料ですが、私からは、審査を担当する立場から、調査の概要、変更点、主な論点についてポイントを絞って御説明したいと思っております。

まず、1枚目の裏側の1ページ、工業統計調査の概要です。この調査は経済産業省が実施する基幹統計調査ですが、調査の目的としては、我が国工業の実態を明らかにし、工業

に関する施策の基礎資料を得るというものです。そして「調査の沿革」にもありますとおり、明治42年（1909年）に前身となる調査が始まった歴史ある調査です。特に近年の動きとして一点申し上げますと、平成23年の部分です。経済統計の大きな動きとして経済センサス - 活動調査が開始されたわけですが、センサスでは製造業も対象になっております。そして、センサスが平成23年のデータを把握するために実施されたことから、調査内容がかぶるということで、平成23年の工業統計調査については中止されております。つまり、製造業につきましては5年置きに経済センサスを行い、その中間年は工業統計調査で調べるという役割分担がなされていると御理解いただければと思います。

次の2ページ目が調査の概要の部分になります。

調査範囲のところにありますとおり、この調査は、事業所の規模によりまして甲調査、乙調査の2種類に分かれております。そして報告事項の部分にありますとおり、甲調査の方が細かな内容まで調べています。

また、調査組織につきましても大きく二つに分かれています。単独事業所、つまり製造事業所が一つしかない会社等につきましては、地方公共団体を經由する調査員調査、製造事業所が複数ある場合につきましては、民間事業所経由の調査で行われています。

また、どのようなタイミングで行われるかということをお右下の期日のところに書いております。現在は、毎年12月31日現在を基準日ということで、その年1年間の実績を頂戴するという形で行っています。後ほど御説明しますが、この基準日も今回の変更内容に含まれております。

次の3ページが工業統計の利活用ということになります。

施策立案への利用といたしましては、地方交付税の算定、あるいは国土利用計画策定といったものが挙げられますし、また、二次統計の関係では、国民経済計算、要するにGDP統計の基礎資料などということで広範に利用されているという状況です。

続きまして、今回審議していただく内容について御説明します。

次の4ページ目は目次ですが、パーツが大きく三つに分かれます。一つは、今回申請における変更です。これが今回の諮問のメインになります。内容としては、期日、調査事項、集計事項の再編といったことがあります。二つ目が、前回、平成25年の答申の際に付された課題への対応。三つ目、「その他」としてありますが、これは具体的にはオンライン調査の実施状況の確認です。

まず、実施期日の変更ということで5ページ目から順に説明してまいりたいと思います。

変更内容といたしましては、調査の実施期日、いわゆる基準日につきまして、現状では把握する対象年の12月31日とされているものを翌年の6月1日に改めるものでございます。括弧書きでも書いてありますが、具体的に申し上げますと、今回、平成28年以降の実績を把握する際の変更として出てきているわけですが、現状のままですと、平成28年1年間の実績について平成28年12月31日現在で行うことになるのですが、これを平成29年6月1日現在で行うという変更になります。

変更の背景としては二点。一つは、28年6月、来年の6月ですけれども、27年の実績を把握するために経済センサスが行われる。今のままの調査期日で行きますと、来年の6月に経済センサスがあり、同じ年の12月に工業統計調査が行われ、6箇月の間に大きな調査が2回あるということで、報告者の方々の負担、調査実務の負担といったことがあります。そういったことが、この変更の一つの理由になっております。

もう一つは、冒頭で申し上げました役割分担。センサスを5年ごとに行い、その中間年に本調査を行うということですが、センサスが6月1日現在で行われていますので、それとの整合といったことがあります。これがまず実施期日の変更です。

続きまして、6ページからは調査事項の変更になります。調査事項につきましては、8ページまで3ページにわたっておりますけれども、簡潔に申し上げたいと思います。

まず、6ページ、調査事項の①です。こちらは、回答していただくに当たりまして、消費税の取扱いの変更です。現在の工業統計調査は、出荷額などのデータを頂戴する際に消費税込みということで統一して書いていただいているのですが、これを原則税込みとした上で税抜きでも可ということに改めます。それに伴いまして、資料にもありますとおり、新設項目として、税込みで書きましたか、税抜ですかということを明示していただく形にしたいと考えております。

これは、経済センサスでの把握方法との整合、あるいは、実際には税抜きで会計処理されている事業所の方々の御負担といったことも背景にあります。これによりまして、税抜きの回答、税込みの回答が両方存在することになりますが、その場合の集計の扱いにつきましては、論点のところにも記載しておりますとおり、この5月にガイドラインを取りまとめますので、それに基づく取扱いの確認といったことが論点になろうかと思いません。

次に、7ページ目、調査事項の②です。これは労働者区分に関する変更です。これにつきましても、経済センサスとの整合性といったところが背景にあります。論点としては、定義等を変更することに伴いまして利活用面での支障が生じないかどうかといった確認が中心になろうかと考えております。

続きまして、8ページ、調査事項の変更の③に移ってまいります。ここで掲げております6項目ですけれども、これは今回、削除が予定されている調査事項です。削除する理由は削除理由の欄に記載された内容、それから報告者負担軽減といったことがあるわけですが、今まで必要性があって設けられていた事項ですので、報告負担の確認のみならず、主な論点のところにも記載しましたとおり、有用性やニーズの観点、国民経済計算などとの関係といったところの確認が必要になろうかと思っております。

以上が調査事項の変更についてです。

続きまして、9ページ、集計事項の再編です。「変更の内容」欄にありますとおり、現行では「①速報」に始まりまして「⑨詳細情報」まで大きく9つの区分で集計公表されていますが、これを「①速報」から「⑤地域別統計表」の5つの区分に再編をするという計

画が示されています。

背景事情といたしましては、公表体系が複雑であるというのが一点あります。もう一つは、変更事項のところで御説明しましたけれども、調査期日の変更との関係があります。今回12月31日調査から6月1日調査に変更するということがあります。これに伴いまして、公表のタイミングについても変動が生じ得るところですが、工業統計の広範な利活用を考えますと、その影響を最小限にしないといけない。そのために集計事項、集計作業の簡素化・効率化が求められているかと思えます。そういった観点から、この集計事項の再編が計画されていると受けとめていただければと思います。

以上が今回予定されている変更内容です。

最後の10ページになります。大きな項目の二つ目といたしましては、本調査について、前回の答申時、つまり、平成25年9月の答申の際に付された今後の課題への対応状況です。一つは、調査方法の変更に関する検証です。これは、前回の変更の際に民間委託の範囲が拡大いたしました。つきましては、その結果精度の維持、回収率確保の観点から、その影響を検証しなさいということが課題として付されています。

もう一つは、記入していただく際の報告者の方々の負担軽減の観点です。具体的にはプレプリントというものです。プレプリントは、調査実施者が保有する情報をあらかじめ調査票に記載する。それを回答者の方々に確認・修正していただくということで、一から全部書く御負担を減らすという手法なのですが、工業統計調査におけるプレプリントについて拡大の可能性ありやなしやということで検討課題として付されていますので、その説明を頂きたいと考えているところです。

以上二点が前回答申時における今後の課題についてです。

最後に「その他」です。これは公的統計基本計画の中で調査横断的に言われていることですが、オンライン調査の推進ということが記載されています。工業統計調査につきましては、既に経産省直轄実施分の調査についてオンラインでも回答が可という形で対応されているのですが、その後の状況について確認し、御説明いただくということを考えております。

以上が今回の部会で皆様に御議論いただく諮問の概要です。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございました。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

中村委員。

○中村委員 8ページですけれども、削除するものとして「製造品の在庫額等、品目別製造品在庫額等（数量、金額）」となっております。その理由として「未記入率が高いため」のようですけれども、これは、12月31日時点での報告を求めるからこうなるのかもしれないという気がいたします。今回の申請で、翌年の6月1日時点に変更されることから、データの整理期間に余裕ができるため、記入が困難とする報告者数は低減するのではない

でしょうか。いずれにしろ、本項目は、SNAや産業連関表との関係で非常に重要な点ですので、慎重に御審議いただきたいと思います。

○西村委員長 この辺は私も少し気になっていたのです。在庫の問題は非常に難しいので、消してしまうのと未記入というのとどちらが重要かという話に多分なっていく。その辺りのところを含めて検討をお願いしたいと思います。

では、関根委員。

○関根委員 私は一言だけです。

6ページにあります消費税の取扱いです。今回、消費税の取扱いで、税込み、税抜きの記述を分けるということですが、これは回答者にとって記入しやすくなるということで、大変良いことだと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

では、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 これは統計の目的というか、全ての統計が全てのことをみることができませんので、若干の強弱があると思うのですけれども、削除の部分の「臨時雇用者男女別内訳」は、今まではあったのだけれども、数的にも少ないし、把握が難しいためやめるということですが、男女別が分からなくなるというのは、現在、日本が向かっている「一億総活躍社会」という言葉も出ていますけれども、そこの中の実態を把握する部分から若干逆行しているような気もいたしますので、その点につきましては、慎重な御検討を頂きたいと思います。

以上です。

○西村委員長 分かりました。

では、宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 削除項目の中の「リース契約による契約額及び支払額」のところに「報告者における記入が困難であるため」というのがあるのですけれども、最近では、逆に、使用者はリース契約の部分を資産に計上する企業が多くなっているのです、むしろその部分は別掲できるのではないかと思っているのです。この部分はなぜ困難かという理由が私にはよく分からなかったのです、もう一度御検討いただけるとよいかと思っています。

以上です。

○西村委員長 では、部会で検討をお願いしたいと思います。

清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今回、この取り組みをされる際に、自治体の業務の煩雑さということを御配慮いただいて5ページのところに書いていただきました。すなわち、実施期日については「報告者負担の軽減及び地方公共団体における事務の煩雑さを解消する」ということを書いていただいたのは、自治体の現場で調査に当たっている者としてはありがたい問題意識だと思います。

それと関連するのですが、いずれの調査とも今後大きく関わってくると思うのですが、今回も10ページのところに「その他」としてオンライン調査推進の指摘についての対応が明記されています。本日諮問されましたほかの調査においても、オンラインでどのように調査が行われるかということは共通して課題になってくると思うのです。自治体の立場では、地方交付税の算定基準にも当たる重要な意義ある由緒ある調査です。確実に正確な回答を、ほかの調査の時期の問題も踏まえてデータの確保ができるように、オンライン調査が全てにわたって共通になってくるようですので、この調査に限らず、それぞれの議論をされるときに、今後どのようなオンライン調査が可能であるかが共通の場で議論されることが有用ではないかと感じました。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それぞれの調査についてオンライン調査の話は必ず出てくるのですけれども、それを含めて、オンライン調査がどのくらい進んでいるかどうかを横串で一度チェックして、中間的なチェックというか、定期的なチェックをするということを今後考えていって、それなりに各省庁の取組を後ろから支えるという形でやっていきたいと思います。それをどうするかというのはまた事務局で少し考えてみたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

オブザーバーの肥後さんが挙手しております。私、発言を許可したいと思いますが、先ほど関根委員が御発言いただきました。これは日本銀行の調査統計局長ではなくて個人としてお話しいただいたので、今回は日本銀行の公式な発言として肥後さんが発言することをお願いしたいと思います。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 どうもありがとうございます。日本銀行調査統計局です。

今回の工業統計調査の変更の際しまして一言申し上げたいと思います。

資料の3ページにおきまして工業統計調査の利活用例が記載されておりますけれども、日本銀行が作成・公表している企業物価指数という物価統計におきましても、基準年のウェイトデータとして、あるいは各年のウェイトを更新する連鎖指数のウェイトとして工業統計のデータを利用させていただいております。

今回の工業統計の調査実施日の繰下げによりまして品目編のデータの公表日が繰り下げられますと、こうした作業も後ずれする可能性があります。もちろん、今回の変更は経済センサス活動調査との平仄をそろえることや、調査実施者の皆様を含めた効率的な実査の運用ということから、その点については重々理解できるところです。ただし、工業統計調査を利用している指数の基準改定や連鎖ウェイトの更新タイムの後ずれは、物価統計ユーザーの利便性にも影響をもたらしますので、9ページに書かれてありますとおり、経済産業省におかれましては、できる限り調査票の回収や集計作業の早期化を図りまして、公表データ、特に品目編のデータの公表日の後ずれの期間を小さくしていただけるとありがた

いと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

今の点は、実際のユーザーの立場からいって非常に重要な点ですので、どういう形が可能かどうかというのは部会で審議をお願いしたい。基本的に、ユーザーの利便性をできるだけ考えて、特に政策当局の利便性を考えて、実際のプロシージャ（procedure）を作っていかなければいけないということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、本件については、今の御意見も含めまして産業統計部会で御審議いただき、その結果については本委員会に御報告いただくことといたします。川崎部会長、よろしくお願ひいたします。

今回は、以上3件の案件が諮問されました。これらの審議に参加いただくため、資料7のとおり、専門委員3名の方々が本日10月26日付けで任命されております。また、統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に所属すべき専門委員は委員長が指名する」とされておりますので、それぞれの諮問に合わせて資料8のとおり指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

その他の議事ですが、参考6にありますように、統計法第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」として、参考7のとおり農林水産省が所管する基幹統計調査について軽微な事項として総務大臣が承認を行ったとの報告がなされております。この件について農林水産省の佐々木統計部長から御発言があるということですので、お願ひいたします。

○佐々木農林水産省大臣官房統計部長 ありがとうございます。農林水産省統計部長の佐々木です。

参考7にありますとおり、農林水産省では、農政改革を推進するために、この10月1日付けで組織の再編を行ったところです。これに伴いまして、これまで各都道府県単位で置かれておりました地域センターが廃止されましたけれども、ブロック単位である地方農政局の中に都道府県単位に支局が設けられることになりまして、従前どおり、統計調査に関わる事務が行われることになっておりますので、統計調査の実施に関わる体制は維持されておりますことを一言申し上げさせていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本日用意いたしました議題は以上です。

それでは、予定の時間が参りましたので、本日の会議はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に、次回の日程等について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は12月11日金曜日の16時から、中央合同庁舎第4号館共用第一特別会議室で開催することといたします。詳細につきましては

ては、別途、御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第92回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 引き続き、基本計画部会を開催いたしますので、御協力をお願いいたします。